

第2章 建設候補地の条件整理（敷地・環境・法令）

2-1 敷地A（憲政記念館敷地）の現況調査

[2-1-1] 敷地及び既存工作物等

- ・国会議事堂前庭の南地区、北地区全体を合わせた敷地面積 55,174 m²として検討する。
（前計画通知建築物の既存憲政記念館に合わせる。）
- ・既存建築物の建築面積の合計は 4,349.52 m²、憲政記念館を除いた建築面積の合計は 232.76 m²として検討する。
- ・多数の桜の記念植樹の樹木があり、建物配置により移植を検討する必要がある。
また、なかには移植が困難な古木も多数あることについても配慮が必要である。
- ・憲政記念館南側のエリアは、多数の高木が生育しており、象徴的な時計塔と洋風庭園が整備されているため、それらの移築、改修等が発生する計画はその実現可能性が極めて低いと考えざるを得ない。
- ・日本水準原点（移設が極めて困難）を保護・格納している日本水準原点標庫は東京都指定有形文化財となっており、それらを考慮し、現状のまま保存することを原則とする。
- ・憲政記念館の建築物は「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」（DOCOMOMO Japan）に選定されている。
- ・憲政記念館の最高高さは約 11m（2階建て）である。
- ・憲政記念館は、土日祝日も開館しており、公園との一体的利用がなされていることを考慮する必要がある。
- ・敷地の履歴上、埋蔵文化財の重点的な調査が必要なエリアであることを考慮する必要がある。

[2-1-2] 地域・地区等

- ・用途地域 : 商業地域
- ・防火地域 : 防火地域
- ・建ぺい率 : 12%（都市計画公園）
- ・容積率 : 500%（「東京都市計画一団地（霞ヶ関団地）の官公庁施設」）
- ・地区計画 : なし
- ・高度地区 : なし
- ・その他 : 駐車場整備地区
東京都市計画一団地（霞ヶ関団地）の官公庁施設
景観誘導区域
都市計画公園

[2-1-3] 法令・条例・行政指導・事前協議

- ・建築基準法
1万平米超の計画通知の審査は東京都で行われる。
一団地の官公庁施設内に飲食店を設ける場合は用途上の不可分の整理が必要となる。
- ・都市計画法
国会前庭は都市計画法上の都市施設としての公園（都市計画公園）に該当する。
風致公園としての保全が必要とされ、既存の公園、樹木の大規模な伐採を伴う整備は困難である。
都市計画公園内の建築計画となり、東京都知事の許可が必要と想定される。
- ・都市公園法
当該用途は都市公園法上の教養施設に該当するものとする。
- ・景観法
景観誘導区域に該当する。皇居側から見て、国会議事堂の前に建設することになることから、東京都の景観審議会での議論が想定される。
- ・東京都景観条例
桜田門付近からの景観についての検証が必要となる。
- ・千代田区景観まちづくり条例
「千代田区美観地区ガイドプラン」の「霞ヶ関・永田町とその周辺地区」に指定されている。

・東京都緑化条例、千代田区緑化推進要綱

東京都緑化条例等に基づき、必要緑化率は下記のA、B式のうち、小さい方の数値が適用される。

$$A : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$$

$$B : [\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8)] \times 0.25$$

本報告書では、建ぺい率は12%とし、上記計算式より必要緑化率は22%を採用する。

・東京都駐車場条例

敷地は駐車場整備地区に該当する。条例では建物用途と面積により附置義務台数が決定される。

特定用途は300㎡ごとに1台の駐車場が求められる。

事務用途については調整率による台数の緩和が認められているが、当該用途面積配分が未定の為、本報告書では用いないものとする。また、書架部分の面積に対しては協議次第により減免の可能性もあるが、本報告書では考慮しないものとする。

・東京都建築安全条例

東京都駐車場条例による附置義務台数の駐車場については、東京都建築安全条例に基づいて検討するものとする。

・文化財保護法

文化財保護法で定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当しないが、千代田区より霞ヶ関地区一帯は「遺跡が想定される地区」との指導がされていることから試掘の必要がある。加藤清正邸のあったとされる有楽町線南側は本調査の必要性が高いと考えられる。

[2-1-4] 東京メトロ（東京地下鉄株式会社）との協議

・憲政記念館敷地を横断する東京メトロ有楽町線の軌道の天端深さは約19mとなっている。

・地下鉄軌道直上は重量制限及び、6m以上の離隔が必要となる。

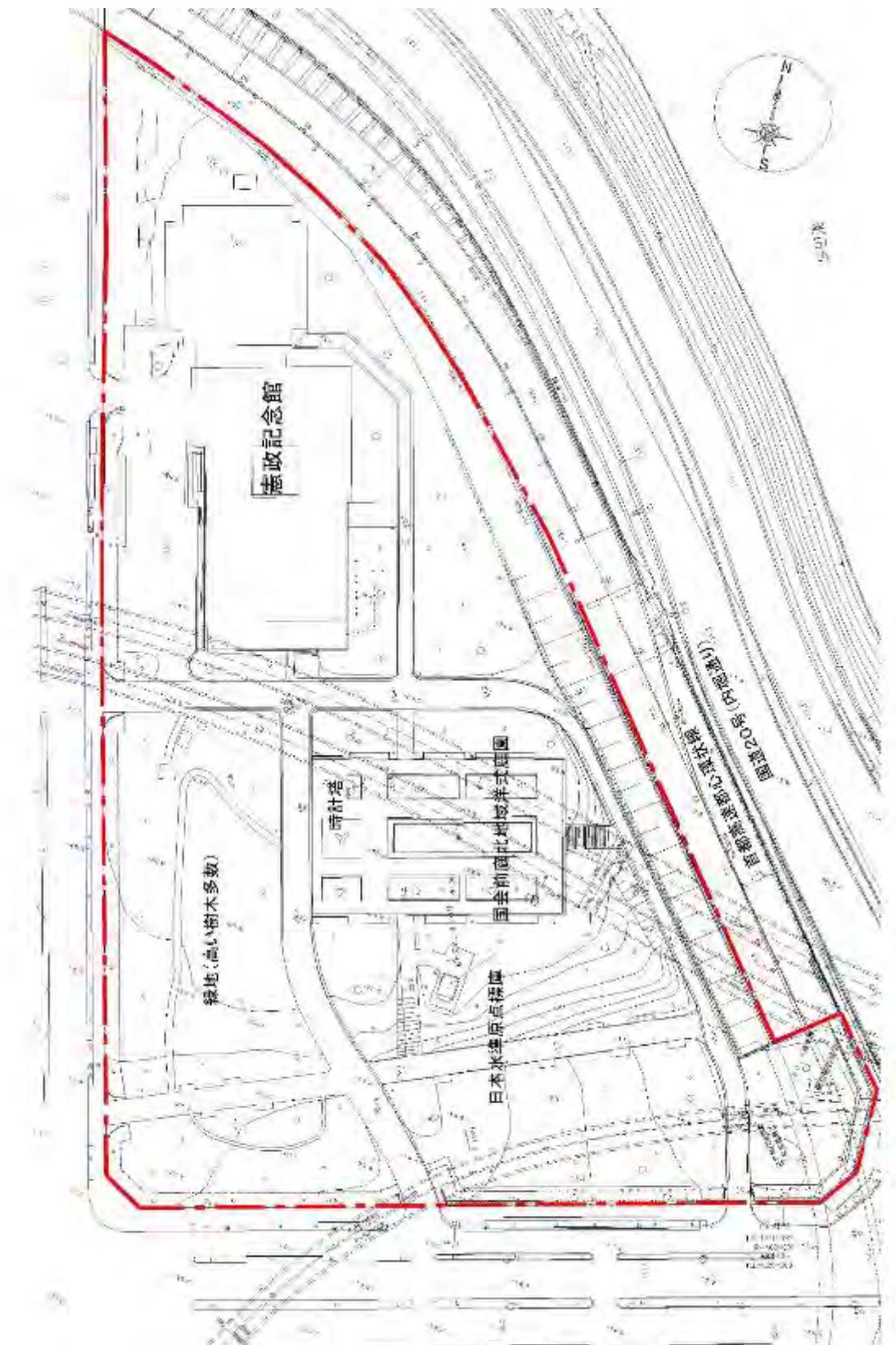
・地下鉄軌道横の離隔距離は、平面上1.5m以上必要となる。

[2-1-5] 首都高速道路株式会社との協議

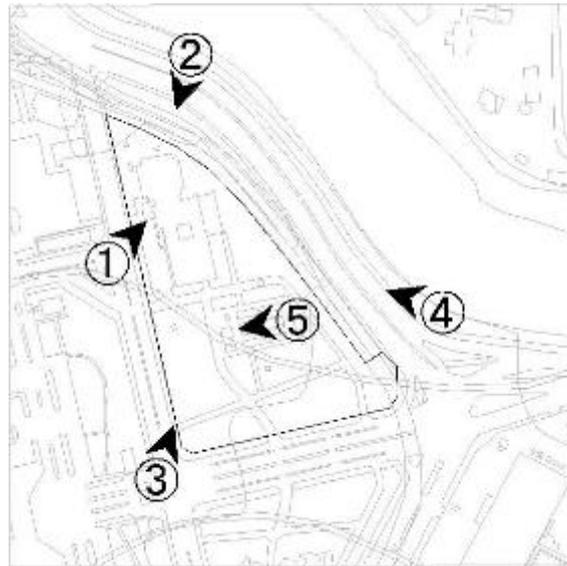
・首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、計画上注意が必要となる。

[2-1-6] 現況図

・憲政記念館敷地（国会前庭北地区）



[2-1-7] 現況写真



写真キープラン



①



②

第2章 建設敷地の条件整理（敷地・環境・法令）



③



④



⑤

2-2 敷地B（国会参観者バス駐車場敷地）の現況調査

[2-2-1] 敷地及び既存工作物等

- ・国会参観者バス駐車場敷地 7,458.24 m²及び旧社会文化会館敷地 1,717.58 m²を加えた合計敷地面積 9,175.82 m²を基に検討する。
- ・隣接の麴町消防署永田町出張所敷地は、施設整備後間もないこと（平成25年建築）から当検討敷地には含めないものとする。
- ・隣地国立国会図書館の前面道路からの壁面後退距離約20mに合わせた敷地利用計画を検討する。
- ・隣地国立国会図書館の前面ボリュームの高さが、道路レベル（T.P.24.0m）から約21m、建築の最高高さは約35mとなっていることを考慮し施設計画を検討する。
- ・国会参観者バス駐車場敷地と旧社会文化会館敷地には約5mの高低差がある。
- ・国会参観者バス駐車場敷地には既存の国立国会図書館の駐車場附置義務台数が206台分計画設置されている（駐車場の附置義務台数206台については移設できないものとする）。
現況は屋外平面駐車により、大型バス46台、小型バス2台、身体障害者用大型バス1台の利用エリアとなっていて、管理事務所も併設されている。
- ・旧社会文化会館敷地は、平成32年9月ごろまで警視庁仮設庁舎敷地として使用されることになっている。
- ・敷地の履歴上、埋蔵文化財の調査が必要なエリアであることを考慮する必要がある。

[2-2-2] 地域・地区等

- ・用途地域 : 商業地域
- ・防火地域 : 防火地域
- ・建ぺい率 : 50%（「東京都市計画一団地（霞ヶ関団地）の官公庁施設」）
- ・容積率 : 500%（「東京都市計画一団地（霞ヶ関団地）の官公庁施設」）
- ・地区計画 : なし
- ・高度地区 : なし
- ・その他 : 駐車場整備地区
東京都市計画一団地（霞ヶ関団地）の官公庁施設、

[2-2-3] 法令・条例・行政指導・事前協議

- ・建築基準法
1万平米超の計画通知の審査は東京都で行われる。
一団地の官公庁施設内に飲食店を設ける場合は用途上の不可分の整理が必要となる。
- ・東京都緑化条例、千代田区緑化推進要綱
東京都緑化条例等に基づき、必要緑化率は下記のA、B式のうち、小さい方の数値が適用される。
A : $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$
B : $[\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8)] \times 0.25$
本報告書では、建ぺい率は50%とし、上記計算式より必要緑化率は12.5%を採用する。
- ・東京都駐車場条例
敷地は駐車場整備地区に該当する。条例では建物用途と面積により附置義務台数が決定される。
特定用途は300㎡ごとに1台の駐車場が求められる。
事務所用途については調整率による台数の緩和が認められているが、当該用途面積配分が未定の為、本報告書では用いないものとする。また、書架部分の面積に対しては協議次第により減免の可能性があるが、本報告書では考慮しないものとする。
- ・東京都建築安全条例
東京都駐車場条例による附置義務台数の駐車場及び国会参観者バス駐車場については、東京都建築安全条例に基づいて検討するものとする。

・文化財保護法

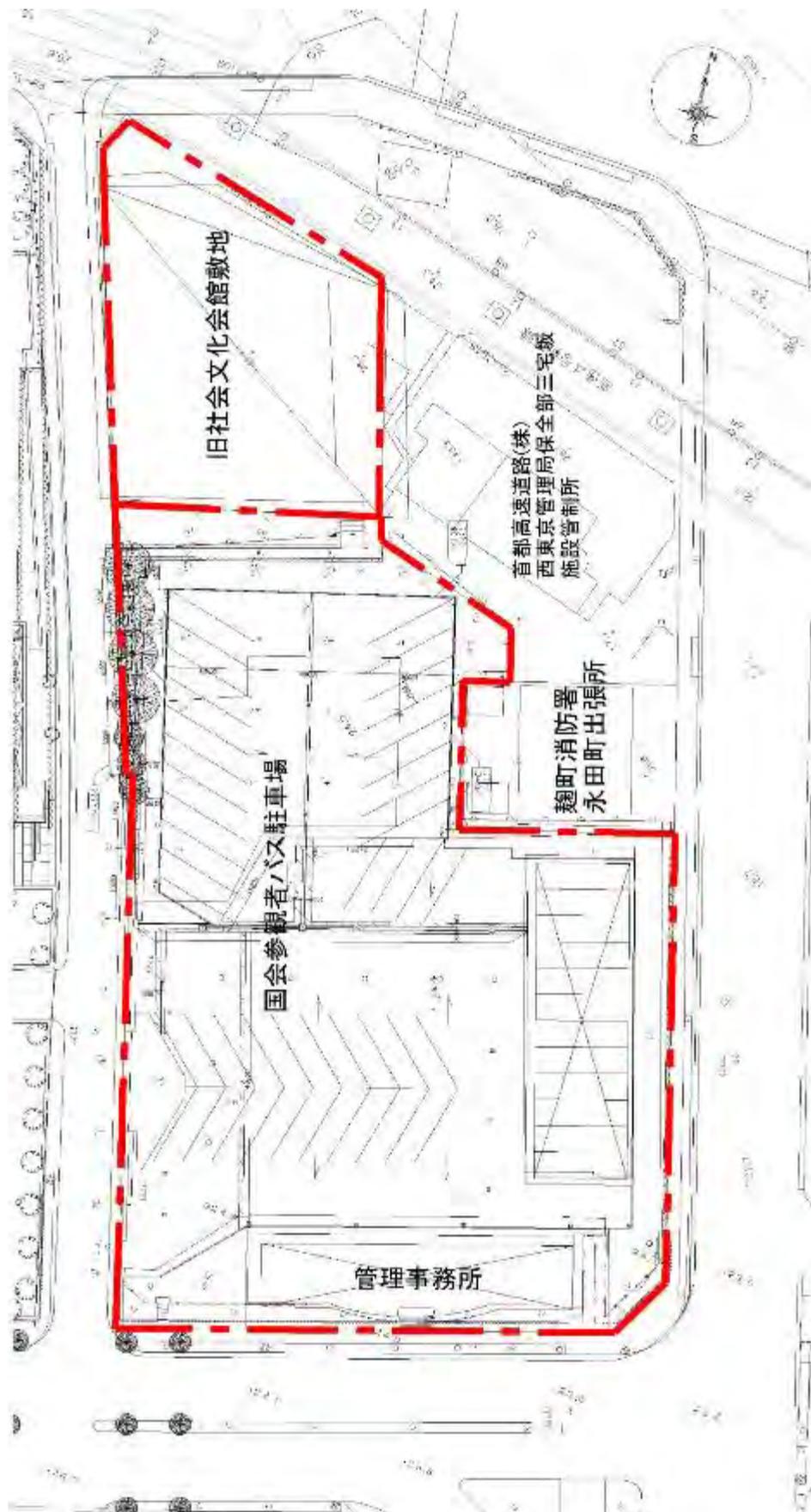
文化財保護法で定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当しないが、千代田区より霞ヶ関地区一帯は「遺跡が想定される地区」との指導がされていることから試掘の必要がある。

[2-2-4] 首都高速道路株式会社との協議

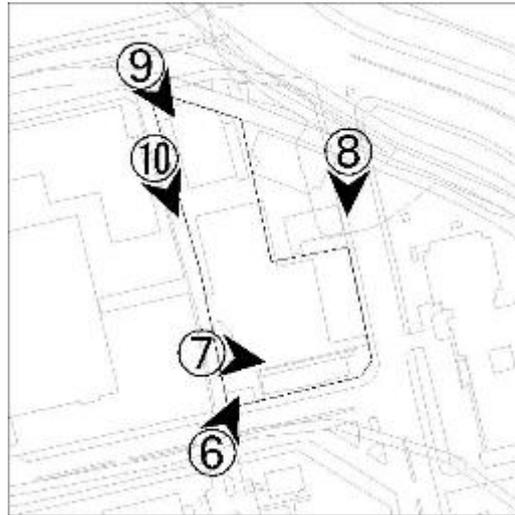
・首都高速道路高架橋基礎からの離隔距離 20m以上が必要である。

・首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、計画上注意が必要となる。

[2-2-5] 現況図



[2-2-6] 現況写真



写真キープラン



⑥



⑦

第2章 建設敷地の条件整理（敷地・環境・法令）



⑧



⑨



⑩